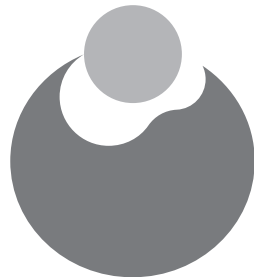


令和 6 年度 市民税・県民税

特別徴収のしおり



雲南市

島根県雲南市

—— 特別徴収事務についての連絡先 ——

雲南市役所 市民環境部税務課 市民税グループ

〒699-1392

島根県雲南市木次町里方521番地1

TEL 0854-40-1034

FAX 0854-40-1125

令和 6 年度 市民税・県民税の特別徴収について

市・県民税の特別徴収につきましては、平素より格別のご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、別紙通知書のとおり地方税法第 41 条及び第 321 条の 4 第 1 項並びに雲南市税条例第 45 条の規定により、貴事業所を特別徴収義務者に指定しましたので、取扱要領にご留意のうえご協力をよろしくお願いいたします。

特別徴収事務の取扱要領

1. 市県民税の特別徴収

納税義務者が納めなければならない市県民税を給与支払者が、6 月から翌年 5 月までの 12 ケ月間、毎月支払われる給与から差し引いて、事業所ごとに一括して市に納入していただく制度です。

2. 特別徴収義務者

給与の支払をする際、所得税を源泉徴収して納入する義務のある事業所が特別徴収義務者となります。特別徴収義務者は、市町村長から送達された税額通知書により、毎月定められた税額を給与から差し引いて翌月の 10 日までに納入する義務があります。

3. 納税義務者への通知

「令和 6 年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」は、特別徴収義務者用（事業所用）と納税義務者用がありますので、特別徴収義務者用は控えに、納税義務者用は個人別に切り離して納税者本人に交付してください。

なお、退職、転職等により交付できない場合や特別徴収できない方がいる場合には、異動届出書と共に5月31日までにご返送ください。

4. 月割額の徴収方法

同封の「令和 6 年度 市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」に記載してある各納税義務者の月割額を『6 月分』は 6 月に支払われる給与から徴収し、『7 月分以降』は 7 月から翌年 5 月までの各月に支払われる給与から徴収してください。

5. 徴収税額の納入方法と納期限

各納税義務者から徴収していただいた月割税額の合計及び退職者に係る一括徴収税額をあわせ、同封の納入書により翌月の 10 日（日曜日又は祝日の場合は翌日、土曜日の場合は翌々日）までに、金融機関へ納入してください。

・取りまとめ店 指定金融機関 山陰合同銀行雲南支店 ・取りまとめ局 広島貯金事務センター

※詳しくは P.15 をご覧下さい。

6. 納期の特例

給与の支払を受ける人が常時 10 人未満の特別徴収義務者は、市長の承認を受けて年 2 回（6 月分から 11 月分までを 12 月 10 日までに、12 月分から翌年 5 月分までを 6 月 10 日まで）にまとめて納入することができます。この特例を希望される場合は、ご連絡ください。

7. 納期限までに納入しなかった場合

特別徴収義務者が、納期限を過ぎてもなお納付しなかったため督促状が発せられた場合には、督促手数料 100 円を納めなければなりません。

また、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額（1,000 円未満の端数があるとき、またはその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨てます。）に年 14.6%（納期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3%）の割合（当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された場合に年 1 %の割合を加算した割合（以下「延滞金特例基準割合」という。）が、年 7.3% の割合に満たない場合には、その年（以下「延滞金特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6% の割合にあっては当該延滞金特例基準割合適用年における延滞金特例基準割合に年 7.3% の割合を加算した割合とし、年 7.3% の割合にあっては、当該延滞金特例基準割合に年 1 %の割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3% の割合を超える場合には、年 7.3% の割合）とします。）を乗じて計算した金額（全額が 1,000 円未満または 100 円未満の端数は切り捨てます。）に相当する金額。この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合です。

8. 納税義務者に異動があった場合の届出

納税義務者が死亡、退職、休職、転勤等のため給与の支給を受けなくなったときは、「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」（このしおりに綴じ込んであります）に所要事項を記入のうえ速やかに提出してください。

また、就職等により新たに特別徴収を開始する納税義務者がいる場合には、「市民税・県民税特別徴収追加依頼書」（このしおりに綴じ込んであります）に記入のうえ提出してください。

9. 退職等に伴う一括徴収

6 月 1 日から 12 月 31 日までに退職、休職等により特別徴収ができなくなった場合は、本人の申し出があれば一括徴収により納入してください。

翌年の 1 月 1 日から 4 月 30 日までに退職、休職等により特別徴収ができなくなった場合は、本人の申し出に基づくことなく、必ず一括徴収し納入してください。

10. 特別徴収税額の変更

年度途中に当初の特別徴収税額を変更した場合には、市から特別徴収義務者及び納税義務者あてに「市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」を送付しますので、その通知書によってその後の月割額を徴収してください。

11. 特別徴収義務者に異動があった場合の届出

特別徴収義務者の名称、所在地等に変更があった場合には、「特別徴収義務者の名称等変更届出書」（このしおりに綴じ込んであります）に記入のうえ、速やかに提出してください。

給与所得にかかる特別徴収

1. 特別徴収される人

令和6年1月1日現在雲南市に住所を有し、令和5年中に給与の支払を受けた人で令和6年4月1日の現況で給与の支払を受けている人。

2. 課税されない人

- (1) 令和6年1月1日現在において生活保護の規定による生活扶助を受けている人(所得割・均等割)
- (2) 令和6年1月1日現在において障がい者、未成年者(平成18年1月3日以降生まれ)、寡婦またはひとり親で、前年中の合計所得金額が135万円以下の人(所得割・均等割)
- (3) 令和5年中の合計所得金額が28万円に本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額に16万8千円を加えた金額）に10万円を加えた金額以下の人(均等割)
- (4) 令和5年中の総所得金額等の合計が35万円に本人、同一生計配偶者および扶養親族の合計数を乗じて得た金額（同一生計配偶者又は扶養親族がある場合には、その金額に32万円を加えた金額）に10万円を加えた金額以下の人(所得割)

退職所得に係る特別徴収

1. 退職所得に対する市県民税

個人の市県民税は、所得税と異なり、前年中の所得に対しその翌年度に課税しますが、退職所得に対しては、所得税と同じように、退職手当等が支払われたときに税金を徴収する現年分離課税とされています。

従って、その税額の計算も退職手当等の支払者（特別徴収義務者）が行い、市町村へ申告納入する制度となっています。

2. 税額の計算方法及び納入方法

退職手当等を支払われる際には、「退職所得に係る住民税の特別徴収の手引き」によって市県民税を算出し、退職手当等から徴収し、納入書の「市県民税納入申告書」に所定の事項を記入のうえ、翌月10日までに納入してください。

税額の計算方法等でご不明な点は、税務課へお問合わせください。

令和6年度 市民税・県民税の課税について

市民税・県民税は、均等割額と所得割額の合計金額で課税します。

令和6年度より市民税・県民税の均等割と併せて森林環境税（国税）を徴収します。

1. 均等割額は次のとおりです。

- (1) 市 民 税 3,000 円
- (2) 県 民 税 1,500 円（うち500円は「水と緑の森づくり税」です。）
- (3) 森林環境税（国税） 1,000 円

2. 所得割額（総合課税分）の税率は次のとおりです。

- (1) 市 民 税 6 %
- (2) 県 民 税 4 %

お知らせ

eLTAX（エルタックス）を利用すると、オフィスのパソコンからインターネットを通じて給与支払報告書や特別徴収の異動届出書などの提出が可能です。また、複数の自治体分の特別徴収額をまとめて電子納税（ダイレクト納付）することもできます。

詳しくは、eLTAX ホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

各種届出書の提出について（お願い）

◎異動（退職、休職、転勤など）があった場合は、翌月の 10 日までに給与所得者異動届を必ず提出してください。

※記入方法等不明な点はお問い合わせください。

※異動届出書等の様式は雲南市のホームページにも掲載しております。

⇒ <http://www.city.unnan.shimane.jp/>（暮らし・手続き＞税金＞個人住民税＞特別徴収にかかる各種届出様式）

◎就職等により普通徴収から特別徴収へ切り替えを希望される場合は、特別徴収追加依頼書をご提出ください。

退職者の未徴収税額の一括徴収について（お願い）

退職等の異動が 1 月 1 日から 4 月 30 日までの間の方について退職後に支払われる給与等が未徴収税額を超える場合は、本人の希望に関係なく、未徴収税額を必ず一括徴収してください

給与支払報告書に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

雲南市長 宛		所在地 〒699-1392 雲南市木次町里方521-1		年度 1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
令和 年 月 日提出		フリガナ ウナン		特別徴収義務者指定番号 6 5 4 3 2 1 0		
氏名又は名称 うなん		フリガナ ウナン タロウ		所属 総務課		
個人番号又は法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 0 0 0 0		個人番号の記載に当たっては、右詰めで記載		雲南市から通知している5または6から始まる7桁の番号をご記入ください。 ※新規の場合は、記入する必要はありません。		
給与所得者	フリガナ	ウナン タロウ		異動の理由(該当の事由に○)	異動の理由(該当の事由に○)	
	氏名	雲南 太郎				
	生年月日	500年 △月 ▲日				
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2				
	受給者番号	123-456				
	1月1日現在の住所	雲南市木次町里方〇〇番地				
異動後の住所	120.000 円		100.000 円		20.000 円	
1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 (事由・理由)						
1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	新規	法人番号	
所在地	〒		
フリガナ			
氏名又は名称	絡先	電話	内線 ()

新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。

受給者番号

納入書の要否(新規の場合のみ記載) 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合(該当の理由に○)

理由	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)
1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	4 月 15 日	20.000 円
2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		

左記の一括徴収した税額は、 4 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収

1月1日以降に退職される場合は、一括徴収が義務付けられています。ご協力をお願いいたします。

理由

1. 異動

2. 令和 年1月1日以降に退職される場合は、一括徴収が義務付けられています。ご協力をお願いいたします。

3. 死亡による退職であるため

※市町村記入欄

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

															年 度		1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度										
雲南市長 宛 令和 年 月 日提出				〔 給与支払者 特別徴収者 〕		所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号													
						フリガナ												担 連 当 絡 者 先		所 属											
						氏名又は名称														氏 名											
						個人番号 又は法人番号																		←個人番号の記載に当たっては、 右詰めで記載		電 話		内線 ()			
給 与 所 得 者	フリガナ								(ア) 特別徴収税額 (年税額)		(イ) 徴収済額		(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)		異 動 年 月 日		異 動 の 事 由 (該当の事由に○)		異動後の未徴収 税額の徴収方法 (該当の事由に○)												
	氏 名																														
	生年月日		年 月 日																												
	個人番号																月から 月まで		月から 月まで		令和 年 月 日		1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 ・ 長 欠 4. 死 亡 5. 支払少額 ・ 不定期 6. 合 併 ・ 解 散 7. その他 事由・理由		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
	受給者番号																														
	1月1日 現在の住所																														
	異動後の 住 所								円		円		円																		
1. 特別徴収継続の場合																															
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規						法 人 番 号																		新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
	所 在 地		〒						担 当 者 連 絡 先		所 属								受 給 者 番 号												
	フリガナ										氏 名																				
	氏名又は名称										電 話		内線 ()						納入書の要否 (新規の場合のみ記載)				右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要						
2. 一括徴収の場合 (該当の理由に○)																															
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。																
											月 日		円																		
3. 普通徴収の場合 (該当の理由に○)																															
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため														※市町村記入欄																

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和7年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

		年 度										1. 現年度			2. 新年度			3. 両年度														
雲南市長 宛 令和 年 月 日提出		〔 給与支払者 特別徴収者 〕	所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号																	
			フリガナ												担連 当 格 者 先	所 属																
			氏名又は名称													氏 名																
			個人番号 又は法人番号																←個人番号の記載に当たっては、 右詰めで記載						電 話		内線 ()					
給 与 所 得 者	フリガナ												(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由 (該当の事由に○)	異動後の未徴収 税額の徴収方法 (該当の事由に○)														
	氏 名																															
	生年月日		年 月 日																													
	個人番号													(ア) 円	月から 月まで	(イ) 円	月から 月まで	令和 年 月 日	1. 退 職 2. 転 勤 3. 休 職 ・ 長 欠 4. 死 亡 5. 支払少額 ・ 不定期 6. 合 併 ・ 解 散 7. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)												
	受給者番号																															
	1月1日 現在の住所																															
	異動後の 住 所																															
1. 特別徴収継続の場合																																
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		新 規										法 人 番 号										新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。									
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先	所 属												受 給 者 番 号						
	フリガナ													氏 名																		
	氏名又は名称													電 話		内線 ()											納入書の要否 (新規の場合のみ記載)			右から 番号を 記入		1. 必要 2. 不要
2. 一括徴収の場合（該当の理由に○）																																
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。																	
											月 日		円																			
3. 普通徴収の場合（該当の理由に○）																																
理 由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額（ウ）以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※市町村記入欄																					

記載要領

1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。

2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。

3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。

4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。

5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。

6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。

7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。

8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。

9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。

(1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。

(2) 退職後令和7年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和7年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）

(3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）

10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。

11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。

12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。

13 ※印の欄は、記載しないでください。

市民税・県民税特別徴収追加依頼書

雲 南 市 長 宛 令和 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	住所又は所在地	〒 ー										特別徴収義務者 指 定 番 号													
		氏名又は名称											連 絡 先	係												
		個人番号又は法人番号														氏 名										
		代表者の職氏名												電 話	()											

下記の納税者について

月分から特別徴収に追加するよう依頼します。

給 与 所 得 者	フリガナ			追加依頼の理由 ☐ 本人希望 ☐ 入社した ☐ 正社員になった ☐ 復職した (√をしてください)	納付の状況について		月割税額の通知希望日
	氏 名				普通徴収税額		月 日 まで
	住 所				円		
	生 年 月 日	T・S・H	年 月 日		納付済期 期まで		

※注意事項 納期限を過ぎている納期分については特別徴収への切り替えができませんので、納税義務者本人が納税するようご連絡ください。
用紙はコピーして使用してください。

備考欄 (何かありましたらご記入ください)

※市処理欄	
-------	------------------

特別徴収義務者の名称等変更届出書

◎変更があった場合は、速やかに提出してください。

雲 南 市 長 宛 令和 年 月 日提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	住 所 又 は 所 在 地	〒 ー										特別徴収義務者 指 定 番 号														
		氏 名 又 は 名 称											この届出書に 応答される方	係													
		個人番号又は法人番号															氏 名										
		代表者の 職 氏 名												電 話	() ー												

○所在地・名称には必ずフリガナをつけてください。

		変更年月日	令和 年 月 日	
事 項	変 更 前	変 更 後		
フリガナ				
住 所 又 は 所 在 地	〒 ー	〒 ー		
フリガナ				
氏 名 又 は 名 称				
電 話	() ー	() ー		
備 考		変更事由 (該当事由に ○をつけて ください。)	1. 分 割 2. 合 併 3. 所在地変更 4. 名称変更 5. その他 ()	

納入書の記入方法について

1. 納入書は当初発送時には6月分から翌年5月分までの12枚と、予備として4枚を送付しています。各月分の納入書を使って納入してください。また、予備の納入書を使う際は月分の欄が空いていますので、記入漏れがないようご注意ください。
2. 納入書は連符式（3枚組）になっていますので、それぞれに記入してください。なお、給与支払報告書ご提出の際に納入書不要を選択されている場合は納入書は同封しておりません。
3. 退職等の異動により納入額に変更がある場合は、変更後の納入額を記入して納入してください。

●納入書記入例

島根県 雲南市 市民税コード 322091	個人市民税 個人県民税 領収証書	島根県 雲南市 市民税コード 322091	個人市民税 個人県民税 納入書	島根県 雲南市 市民税コード 322091	個人市民税 個人県民税 納入済通知書
口座番号 01410-0-960026	加入者名 雲南市会計管理者	口座番号 01410-0-960026	加入者名 雲南市会計管理者	口座番号 01410-0-960026	加入者名 雲南市会計管理者
6月分	123000	6月分	123000	6月分	123000
金額は両方の欄に記入してください。		金額は両方の欄に記入してください。		金額は両方の欄に記入してください。	
合計額 123000	合計額 123000	合計額 123000	合計額 123000	合計額 123000	合計額 123000
納期限 699-1311 雲南市木次町東方521番地1	納期限 699-1311 雲南市木次町東方521番地1	納期限 699-1311 雲南市木次町東方521番地1	納期限 699-1311 雲南市木次町東方521番地1	納期限 699-1311 雲南市木次町東方521番地1	納期限 699-1311 雲南市木次町東方521番地1
氏名(名称) 雲南市役所 総務部人事課	氏名(名称) 雲南市役所 総務部人事課	氏名(名称) 雲南市役所 総務部人事課	氏名(名称) 雲南市役所 総務部人事課	氏名(名称) 雲南市役所 総務部人事課	氏名(名称) 雲南市役所 総務部人事課
3枚それぞれに金額をご記入ください。	3枚それぞれに金額をご記入ください。	3枚それぞれに金額をご記入ください。	3枚それぞれに金額をご記入ください。	3枚それぞれに金額をご記入ください。	3枚それぞれに金額をご記入ください。

市民税・県民税 特別徴収の納付方法について

○雲南市の指定金融機関は次のとおりです。

- ・山陰合同銀行
- ・島根県農業協同組合
- ・島根銀行
- ・しまね信用金庫
- ・中国労働金庫
- ・ゆうちょ銀行（郵便局）

※中国地方5県以外のゆうちょ銀行（郵便局）を利用される場合は、最初に納入される際に（P.21）の指定通知書をゆうちょ銀行（郵便局）の窓口提出してください。

- ・上記以外の金融機関で納入される場合は、手数料がかかる場合があります。
- ・ネットバンキングで納入される場合は、ご利用の金融機関にお問い合わせください。

【お知らせ】

eLTAX（エルタックス）を利用すると、手数料無料で納入していただくことができます。

詳しくはeLTAX ホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

退職所得に係る市県民税の納入について

1. 退職者に支払われる退職手当等に係る市民税・県民税を納入する場合は、納入書表面の「退職所得分」欄に納入金額を記入のうえ、納入書裏面の「個人市県民税納入申告書」にも必要事項を記入して納入してください。
2. 退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在における所在地が雲南市である場合、雲南市の課税となります。
3. 税額の計算方法等ご不明な点があればお問い合わせください。

●納入申告書（納入書裏面）

個人市県民税 納 入 申 告 書													
雲南市長 殿												(受付印)	
令和 年 月 日提出													
令和	年	月	日	人	員	人							
退職手当等 支払金額													
特別徴 収税額	市民税												
	県民税												
住所 〒 (所在地) 別 荘 氏 名 取 (名称) 義 務 法 人 等 又 は 使 人 等													
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得額の納入について申告します。													

退職手当等を支払われた人数や支払金額、徴収税額等をご記入ください。

納入書表面の「退職所得分」欄へ市民税・県民税を合計した徴収税額を記入してください。

島根県
雲南市
市区町村コード
322091

個人市民税
個人県民税
領収証書 公

口座番号		加入者名								
01410-0-960026		雲南市会計管理者								
指定番号		指定番号								
年 月分		年 月分								
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	督促手数料									
	合計額									
納期限										
(特別徴収義務者) 住所 〒										
氏名 (名称) 様										
上記のとおり領収しました。		領収日付印								
(納入者保管)										

島根県
雲南市
市区町村コード
322091

個人市民税
個人県民税
納入書 公

口座番号		加入者名								
01410-0-960026		雲南市会計管理者								
指定番号		指定番号								
年 月分		年 月分								
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	督促手数料									
	合計額									
納期限										
(特別徴収義務者) 住所 〒										
氏名 (名称)										
上記のとおり納入します。		領収日付印								
(*) 日計		円								
*印は郵便局において使用する欄です。										
(金融機関又は郵便局保管)										

島根県
雲南市
市区町村コード
322091

個人市民税
個人県民税
納入済通知書 公

口座番号		加入者名								
01410-0-960026		雲南市会計管理者								
指定番号		指定番号								
年 月分		年 月分								
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	督促手数料									
	合計額									
納期限										
(特別徴収義務者) 住所 〒										
氏名 (名称) 納										
取りまとめ局		領収日付印								
広島貯金事務センター										
上記のとおり通知します。										
(取りまとめ店) (受付店→山陰合同銀行雲南支店→雲南市) (市町村保管)										

個人市県民税 納 入 申 告 書													
雲南市長 殿										(受付印)			
令和 年 月 日提出													
令和 年 月分				人 員		人							
退 職 手 当 等 支 払 金 額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴収税額	市 民 税												
	県 民 税												
特別徴収義務者	住 所 〒 (所在地)												
	氏 名 (名 称)												
	法人番号又は個人番号												
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。													

(ミシン)

(ミシン)

(ミシン)

島根県
雲南市
市区町村コード
322091

個人市民税
個人県民税
領収証書 公

口座番号		加入者名								
01410-0-960026		雲南市会計管理者								
指定番号		指定番号								
年 月分		年 月分								
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	督促手数料									
	合計額									
納期限										
(特別徴収義務者) 住所 〒										
氏名 (名称) 様										
上記のとおり領収しました。		領収日付印								
(納入者保管)										

島根県
雲南市
市区町村コード
322091

個人市民税
個人県民税
納入書 公

口座番号		加入者名								
01410-0-960026		雲南市会計管理者								
指定番号		指定番号								
年 月分		年 月分								
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	督促手数料									
	合計額									
納期限										
(特別徴収義務者) 住所 〒										
氏名 (名称)										
上記のとおり納入します。		領収日付印								
(*) 日計		円								
*印は郵便局において使用する欄です。										
(金融機関又は郵便局保管)										

島根県
雲南市
市区町村コード
322091

個人市民税
個人県民税
納入済通知書 公

口座番号		加入者名								
01410-0-960026		雲南市会計管理者								
指定番号		指定番号								
年 月分		年 月分								
納入金額	給与分 (一括徴収分を含む)	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職所得分									
	延滞金									
	督促手数料									
	合計額									
納期限										
(特別徴収義務者) 住所 〒										
氏名 (名称) 納										
取りまとめ局		領収日付印								
広島貯金事務センター										
上記のとおり通知します。										
(取りまとめ店)										
(受付店→山陰合同銀行雲南支店→雲南市) (市町村保管)										

個人市県民税 納 入 申 告 書													
雲南市長 殿										(受付印)			
令和 年 月 日提出													
令和 年 月分				人 員		人							
退 職 手 当 等 支 払 金 額				十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
特別徴 収税額	市 民 税												
	県 民 税												
特別 徴収 義務 者	住 所 〒 (所在地)												
	氏 名 (名 称)												
	法人 番号 又は 個人 番号												
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項 の規定により上記のとおり分離課税に係 る所得割の納入について申告します。													

(ミシン)

(ミシン)

(ミシン)

郵便振替の利用について

特別徴収税額の納入を郵便局を
とおして納入する場合、貴社の
納入に便利な郵便局名および
日付を記載し、第1回の振込み時
にかならず提出してください。

なお、すでに郵便局を利用して
おられる場合は、そのまま利用
できますので、この通知書を提出
する必要はありません。

(ミ
シ
ン)

令和 年 月 日

郵便局長様

島根県雲南市長 石 飛 厚 志



指 定 通 知 書

貴局を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて、
当市の市民税、県民税特別徴収税額の取扱局に指定しますから通知します。

- | | |
|-----------|----------------|
| 1. 口座番号 | 01410-0-960026 |
| 1. 加入者の名称 | 雲南市会計管理者 |
| 1. 取りまとめ局 | 広島貯金事務センター |

